

国土交通省近畿地方整備局  
局長 布村 明彦殿

2008年1月16日

日本共産党

衆議院議員 こくた 恵二  
衆議院議員 吉井 英勝  
元参議院議員 宮本たけし  
滋賀県委員会書記長 川内たかし  
京都国政委員長 成宮まり子  
滋賀県会議員団長 森 茂 樹  
京都府会議員団長 新井 進  
大阪府会議員団長 宮原 威

## 淀川水系ダム問題についての要請

(一) 国土交通省近畿地方整備局は、2007年8月「淀川水系河川整備計画原案」を発表し、大戸川ダムの建設を「当面実施しない」とした2年前の方針を覆してダム建設を打ち出し、「脱ダム」からダム推進へ大きく転換した。これには、「淀川水系流域委員会の存在軽視」、「ダムの必要性を示すデータが示されていない」など、厳しい批判があがっている。

(二) 淀川水系流域委員会は、河川法改正による河川計画作成への住民参加の趣旨を生かし、6年間で実に500回もの審議を重ね、住民の意見も反映させてきた。同委員会の2003年1月「提言」では、わが国の川づくりの転換の必要性、水害が一向に克服されず河川環境が著しく悪化していることを指摘し、「ダムは自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しない」とのべた。そして建設する場合には、「考えるすべての実行可能で有効な方法がないと客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる」と厳しい条件を付けた。

貴局も2003年9月の「淀川水系河川整備計画基礎原案」で「治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし、河川環境を大きく改変する」「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、より慎重に検討した上で実施」とし、2005年7月の「淀川水系5ダムについての方針」では大戸川ダム事業を「当面実施せず」とした。

もともと大戸川ダムは1968年、利水、治水、発電を目的に計画されたものである。その後、大阪府、京都府は相次いで利水から全量撤退した。今回、治水目的とされているが、貴局は「治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる」（「5ダムについての方針」）ことを建設しない理由にしていた。

(三) 2007年8月に発表された「整備計画原案」と、それ以前の一連の認識・経過には余りにも大きな落差がある。この2年間で方針を大幅に転換せざるを得ないような社会的・経済的条件の変化があったとは考えられず、今回の方針転換はとうてい理解しがたい。

しかもこれほどの方針転換でありながら、ダム建設の必要性を示す説得力あるデータは示されていない。現在の淀川水系流域委員会からは「特にダムの必要性について左右するような基礎的なデータもあろうかと思えます。ぜひそれについては早期に出していただきたい」（0

7年10月23日第65回委員会、宮本博司委員長)、「各ダムの今後の検討項目の内容や結果の説明がなければ委員会として意見が出せないなど、具体的な資料やデータを用いた説明や再検討を求める意見が出されました」(同、庶務担当の報告)などの指摘が出ている。

治水の効果については、“淀川本川では大戸川ダムがない場合でも、想定した33の豪雨パターンのうち94%、31パターンで洪水の危険性のない水位にとどまり、同ダムの効果は限定的”(「読売」07年10月21日付)と報道されている。

(四) 今回の「計画」の大きな問題は、国土交通省河川局の「淀川水系河川整備基本方針」(2007年8月)で示された基本高水流量が $17,500\text{m}^3/\text{s}$ と過大に設定されていることである。そもそも2004年3月に改定される前の「建設省河川砂防技術基準」にもとづいて基本高水流量を決定すると、琵琶湖からの流出量を考慮しない場合の基本高水流量は $16,000\text{m}^3/\text{s}$ 程度が妥当なものとなり、「基本方針」で決定されたものよりも約 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 小さくなるはずである。さらに「基本方針」では淀川基準点枚方の基本高水流量は琵琶湖からの流出量を加味して $17,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、瀬田川洗堰の全閉操作の解除に伴って $500\text{m}^3/\text{s}$ 増加させている。しかし瀬田川洗堰の全閉操作を行わなくても琵琶湖からの流出量はせいぜい $100\sim 200\text{m}^3/\text{s}$ である。すなわち、これに関しては $300\sim 400\text{m}^3/\text{s}$ が過大に設定されていることになる。

「整備計画原案」の特徴は、このように粗く導き出された基本高水流量に対して、きわめて細かい対策を実施しようとしていることである。「初めにダムありき」で数字合わせ以外の何ものでもない。「安全」を錦の御旗にし、基本高水流量を高く設定する手法は、これに反対するものへの「安全軽視」のレッテル張りにつながる。しかし基本高水流量を大きく設定しても、想定を超えるような洪水に対する対策が不十分であれば、超過洪水が起きる場合には壊滅的な被害を生み出すことになる。基本高水流量を適正に設定して、超過洪水時にも被害を最小化するような流域全体での総合的な治水対策が重要である。基本高水流量を適正に設定すると、大戸川ダムをはじめ川上ダムも建設する必要はない。

(五) 大戸川合流点から下流についても、琵琶湖の浸水被害を軽減するための後期放流を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ として、河道の流下能力を増加させる河川改修や天ヶ瀬ダム再開発が計画されている。宇治塔の島地区では、これまでの河川改修により河川環境と歴史景観が大きく損なわれ、この上に宇治川を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の洪水が流下できる河川改修を行えば、河川環境と歴史景観に壊滅的な影響が及ぼされるという声が上がっている。また、ぜい弱な宇治川堤防の決壊の危険性が指摘されている。琵琶湖総合開発事業の完了により浸水被害は激減しており、後期放流を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ としなければならない合理的な理由はない。また、「整備計画」で目標としている戦後最大洪水に対する宇治地点の計画流量は $1,100\text{m}^3/\text{s}$ である。以上から、「整備計画」で実施すべき大戸川合流点から下流の河川改修は $1,200\text{m}^3/\text{s}$ を目標とすれば十分であると言える。天ヶ瀬ダム再開発はダムの左岸に延長600mもの巨大なトンネルを掘る大規模なものである。このような規模も再開発の緊急性もない。

さらに、天ヶ瀬ダム再開発について、淀川水系流域委員会の意見書(2003年12月)は、推進としつつも慎重な検討を求めている。流量の増大量について、「意見書」は琵琶湖沿岸部、瀬田川洗堰、宇治川塔の島地区にいたる区域の浸水・治水対策の「総合的な検討結果を待つ必要がある」とし、ダム放流能力の増大方法については「環境に及ぼす影響が少ない

方法を選択すべきであり、既存施設」の活用を指摘している。ところが、今回の「整備計画原案」では「天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる」と断じ、トンネル式放流設備により600m<sup>3</sup>/sの放流を行う計画を示している。このような方針転換はとうてい理解しがたい。

(六) 大戸川ダムは1400億円を見込んだ事業費が治水専用なら1000億円程度に減額されるというが、それでもまだ本体工事だけで400億円かかる。大阪府はすでに141億円、京都府は約69億円を投入しているが、さらなる負担が必要になる。それに加え2府には周辺整備事業の費用負担が加わる可能性もある。貴局は必要な説明を行っておらず、自治体の担当者から不満が出ている。「計画原案」は、ほかにも狭窄部の掘削、スーパー堤防の建設、橋梁の架け替え実施を打ち出しており、実施には膨大な事業費が必要になる。

(七) 以上のように貴局の「整備計画原案」には数々の問題がある。ところが貴局は年度内に計画決定を行うため急ピッチで作業を進めている。これには「流域委なんか知らない、という姿勢の表れだ」(今本博健・前淀川水系委員会委員長、「朝日」07年9月20日付)などの批判が出ている。見切り発車は絶対許されない。

※

連続堤防を築き、洪水を河道に閉じこめて流下させるという明治以来の治水方針は、治水事業が進めば進むほど水害の危険性が増大するという矛盾をはらんでおり、今日その矛盾が一層顕在化している。今回の「計画原案」はこのような矛盾を持つ古い治水方法への逆流である。今求められているのは、この反省に立って、超過洪水にも十分に対応できるような新しい治水方法への転換を図ることである。貴整備局もこの方向に沿った治水に転換されることを期待する。

よって以下の点について見解を求めるので回答願いたい。

## 記

(1)「整備計画原案」が淀川水系委員会の議論と到達を無視し、わずか2年で方針転換したことへの批判をどう受け止めているか、明らかにされたい。

(2)淀川水系委員会が2003年の「提言」で示したダム建設に当たっての条件―「考えるすべての実行可能で有効な方法がないと客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる」―に対してどのように取り組んだのか、そしてこの条件はクリアしたのか。また貴局の「整備計画基礎原案」(03年9月)で示した「より慎重に検討」は、どのようにされたのかそれぞれ明らかにされたい。

(3)方針を転換させた理由を明らかにし、その根拠・データを全面的に開示されたい。年度内計画決定などの期限を切らず、十分な審議を保障し、時間的制約を理由にした結論の押しつけ、建設の見切り発車は行わないようにされたい。

(4)ダム建設の根拠となっている過大な基本高水流量を改められたい。特に、基準地点枚方においてピーク流量を17,000m<sup>3</sup>/sから17,500m<sup>3</sup>/sに500m<sup>3</sup>/sも増加させた根拠を示されたい。国交省河川局の「河川整備基本方針」を住民参加で検討し直されたい。

(5)「整備計画原案」で示された諸事業を実施した場合、事業総額はいくらになるかを示されたい。大戸川ダムを治水専用ダムとして建設した場合のダム本体の建設費と関係自治体負

担額、周辺整備も加えた事業費と関係自治体負担額を明らかにされたい。

(6) 今回の「整備計画原案」では「天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる」と断じ、トンネル式放流設備により $600\text{m}^3/\text{s}$ の放流を行う計画を示しているが、慎重な検討を求めた淀川水系流域委員会の意見書(2003年12月)の指摘はどうか検討されたのか明らかにされたい。また規模は、前文(五)の観点から景観・環境への影響も考慮して、縮小すべきと考えるがいかがか。仮に、「整備計画原案」により事業を進めるとすれば、総事業費、自治体の負担額はいくらになるかを示されたい。

以上